

## 「第2回 関東ブロック市区町村居住支援協議会に係る情報交換会」

### 議 事 概 要

- 日 時：平成29年10月18日（水） 13時30分～17時00分
- 場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用大会議室501
- 議事次第：（別紙参照）

#### ◆議事◆

### （1）第1回開催結果とその後の取組状況

- ①第1回議事概要と開催後アンケート結果
- ②居住支援に係るワークショップの実施結果

略（資料1に基づき説明）

### （2）大牟田市が進めてきた福祉・住宅連携による居住施策のプロセスと実務

大牟田市立病院地域医療連携室 牧嶋氏より、資料2に基づき説明と質疑がなされた。

#### はじめに

- ・ 居住支援とは、住宅確保だけで解決できるものではない。人口減少社会、少子超高齢社会、生活困窮など、社会背景を考慮しなければならない。
- ・ 居住支援とは生活支援であり、その必要性を理解し、多職種連携を行うことが重要である。情報の連携だけでなく、行動連携に移さなければモノゴトは解決しない。
- ・ 大牟田市では、社会保障費の増加分を、人件費や公共事業費を削減して充当している。後期高齢者が増加する10～15年後の縮退社会のまちづくりを、建築技術職も考えなければならない時代になってきた。
- ・ 地域包括ケアシステムのポンチ絵では住まいが中心となっているが、果たして福祉で担えるのだろうか。そこは住宅（住宅部局）のプロが担わないといけない。

#### 1. 大牟田市居住支援協議会の設立

##### ～地域包括支援センター勤務時に感じたニーズ～

- ・ 平成18年から22年まで福祉部局に所属し、最後の1年は地域包括支援センターの係長だった。
- ・ 当時、同じ地域包括支援センターに所属する社会福祉士や保健師、ケアマネジャーから、「病院から退院を急がされている単身高齢者の住まい」の相談があった。福祉部局の担当者は、不動産業者と日常的な関係がないため、私(牧嶋氏)が知人の不動産業者に、連帯保証人が不要の物件紹介等を依頼した。大牟田市では、単身高齢者の増加により、今

後もこうした相談が増加することが想定された。

- ・ 一方で、「市内には空き家がどれほどあるのか」、「住宅・土地統計調査の数値があまり参考にならない」、「なぜ中古住宅が市場に出回らないのか」、「介護施設入所者の自宅が空いている」、「なぜ民間賃貸住宅の家賃が高いのか」ということが気になっていた。

### ～大牟田市居住支援協議会設立準備のワークショップ～

- ・ 平成 23 年 4 月に建築住宅課に戻り、福祉部局、民間の福祉事業者、不動産業者とのワークショップ（「高齢者・障害者の住まいのあり方ワークショップ」）を実施。高齢者や障がい者の住まい確保の現状と空き家における課題等を洗い出し、関係者で情報を共有し、解決策を議論してきた。いわゆる行動連携の第一歩である。
- ・ 住宅を借りる側と貸す側の双方の立場から、問題を共有することが大切である。
- ・ このワークショップ後、私たちが取り組んできた活動に国の補助金があることがわかり、居住支援協議会を設立することとなった。
- ・ 大牟田市では、設立前から協議会のあり方を検討しており、最終的には自立的に運営することを目標としてスタートした。居住支援協議会の運営には、事務局スタッフとして 1 人分の人件費があればよいと考えた。入口である相談窓口には 1 人配置し、その後の対応は多職種による専門職と連携を進めていくことを想定した。
- ・ 大牟田市は、「お金があるからやる」のではなく、「ニーズがそこにあり、必要な事業をするために必要なお金を付ける」方針で進めてきた。

## 2. 大牟田市居住支援協議会の特徴

### ～3つの特徴～

- (1) 流通していない空き家に着目し、掘り起こしを行っている。  
⇒住宅政策の視点で、流通していない空き家を市場にのせたいという思いがあった。
  - (2) 空き家活用の場合の家賃は家の維持費程度に設定している。  
⇒住宅確保が困難な人たちのために活用するには高い家賃では意味がない。できることなら市営住宅相当の家賃設定を考慮する。
  - (3) 事務局を社会福祉協議会が担っている。  
⇒包括的な相談対応により、「居住支援とは生活支援である」という理解が進む。
- ・ 住宅部局だけでなく、福祉部局にも「生活と住まいは別」というイメージを持つ職員もいる。住まいは暮らしの延長線上にあり、住宅が確保されることで、福祉サービスの提供や生活支援のコーディネートができる。住まいは生活の基本だと思う。

### ～居住支援協議会の構成メンバー～

- ・ 介護サービス事業者、障がい者支援団体、社会福祉士会、司法書士会、NPO 法人大牟田ライフサポートセンター、不動産業者、福祉と住宅部局の行政関係で構成。

- ・ 設立当初は、相談内容を想定した専門団体を構成し、その後相談者のニーズに合わせて増やしていった。

### 3. 大牟田市居住支援協議会の活動

#### ～活動内容～

#### (1) 市内空き家の実態調査（悉皆。一次、二次）

一次調査：民生委員による。ゼンリン地図をエリアで分け、空き家にマーキング。

二次調査：有明高専建築学科鎌田研究室の学生による。

空き家の状態を見て、A～Dでランク付け。

- ・ 本調査に必要な経費は、民生委員 300 人分の蛍光ペン代と有明高専建築学科への委託費 80 万円のみだった。

#### (2) 空き家活用①（地域交流サロンに活用している空き家）

- ・ 空き家活用の事例①の「サロン田崎」は、地元の住民との運営協議や有明高専の学生による改修（フィールドワーク）を行い、1年強の時間をかけて開設した。しかしながら、開設2年目にして、物件所有者とビジョンの共有ができず、活動を終えてしまった。
- ・ 空き家活用の事例②の「サロン手鎌」は、別の校区で空き家を活用して開設したサロンである。この物件は地域から情報提供があった築80年の民家である。地元の病院、地域包括、行政、住民等が関与し、それぞれのwinを考え、行動連携ができた事例である。

#### (3) 空き家活用②（住宅確保要配慮者に対する住まいマッチング）

- ・ 年に3回、空き家所有者を対象に実施している無料相談会には、不動産業者に加え、司法書士やケアマネジャーの3職種で相談対応している。
- ・ 昨年12月末までに14件のマッチングを行った。物件紹介後、入居に至った場合は、居住支援協議会の事務局職員が入居者の定期的なモニタリングを実施している。入居者から定期的に話を聞くことで、入居者の変化に気づきリスクの早期発見が可能になるとともに、異常に気づいた時には早急に適切な支援につなげられる可能性がある。
- ・ 居住支援協議会への相談は、子供の引きこもりや生活困窮など、住宅以外の相談もある。居住支援協議会の事務局を、不動産業の団体や住宅系の団体で運営した場合、対人援助や複雑な相談を担えるのだろうかという心配もある。相談（インテーク）時に大切なのは、表面上の相談内容（言葉）ではなく、その裏にある思いや背景をくみ取ることである。相談員は一定のスキルを要するかもしれない。

#### ～活動を推進するにあたってのポイント～

- ・ 行動連携を進めるにあたり、地域やそれぞれの主体にとってのメリットを考えること。
- ・ 市民啓発が重要。「地域包括ケアシステムの構築は、市のトップが手掛ける横断的な施策である」ということを、シンポジウムで市長に表明してもらった。そうすることで、単なる福祉施策でなく、まちづくりの視点に立ち、住宅部局と福祉部局の双方が連携して

取り組む施策だということを認識してもらおうきっかけとした。

#### ～連帯保証人に求められる役割と NPO 法人ライフサポートセンターの設立～

- ・ 「連帯保証人の不在」という問題の解決と、空き家利活用を推進するために、関係する専門職に声をかけ、NPO 法人大牟田ライフサポートセンターを設立した。
- ・ 改めて不動産業者にアンケートをとったところ、連帯保証人不在に対する家主の不安要素は、「自宅内での孤独死、緊急時の対応、家財処分など」であった。
- ・ 中古住宅市場を活性化させるためには、こうした不安要素をなくすことが求められる。大牟田ライフサポートセンターが、家主に対して、家賃債務保証だけでなく入居後の安心を確保することが、これからの超高齢社会に必要な仕組みではないだろうか。

#### おわりに

- ・ 「居住支援は生活支援である」という理解のもと、生活支援のプロである福祉部局や社会福祉協議会をはじめとする多職種による連携が重要である。
- ・ 自治体は、マチの生き残りをかけ、10 年先を見据えた人材育成と、住民とともにマチを育てていくための仕組みづくりが求められる。これからの行政職員には、平場で話せるコミュニケーション能力が必要になってくるのではないかと思う。
- ・ 「一人の百歩より百人の一步」である。これからの行政職員は、住民が力を合わせてまちづくりを行えるよう、黒子になってサポートする視点が必要である。
- ・ 居住支援協議会は、カタチではない。住民（相談者）の目線に立ち、様々な相談に対して必要とする支援やサービスにつなげていくことが重要である。

#### 質 疑

##### 1) 大牟田市居住支援協議会の運営および活動について

- 社会福祉協議会が事務局を担うにあたっての、人的および金銭的な支援について
  - ・ 居住支援協議会の事務局を担う目的で、職員を 1 人雇ってもらい、運営及び窓口業務を担っている。
  - ・ 運営費の主な財源は国の補助金で賄っているが、居住支援協議会の補助金では人件費が捻出できない期間があり、その期間の費用負担が課題となっている。
  - ・ その他、社会福祉協議会には市（福祉部局）から生活困窮者自立支援相談業務を委託したり、成年後見センターの運営費を補助するなどの支援を行っている。
- 居住支援協議会を通じた住まいマッチングの対応のスピード感はどうか。
  - ・ 住宅探しでは、様々な条件がつくため、マッチングが遅くなるケースはある。
  - ・ スピードアップを図るためには、相談者に支援者を 1 人つけることが有効である。本人だけでは、決断（入居）までに時間がかかることもあるためである。

●居住支援協議会の運営について

- ・市社協と建築住宅課による「事務局会議」を中心とし、その会議体に、不動産業者、ケアマネ等が参画する「コアメンバー会議」を設置している。このコアメンバー会議が協議会の実働部隊であり、様々な事業に中心となって取り組んでいる。そのほか、定期総会と当該年度の活動報告を目的とした全体会議を開催している。

●民間賃貸住宅の物件紹介を行っていないことについて

- ・居住支援協議会が取り扱う物件を、不動産業界との棲み分けに配慮しスタートしたからであるが、今後は不動産業界と協議し、物件情報の拡大化も必要かもしれないと思っている。

●紹介物件の家賃について

- ・空き家相談会などで掘り起こした物件については、家賃を概ね2万円以下で設定している。それ以上の家賃の物件については、一般的な賃貸市場に流通すればよい。概ね2万円としたのは、不動産業者の仲介手数料が低くやりたがらないことに加え、物件しだいでは手間やリスクが大きいからである。

## 2) NPO 法人大牟田ライフサポートセンターの運営について

- ・大牟田ライフサポートセンターの主な運営費は、十数名の会員による年会費と、市内企業などの賛助会員の会費及び利用者会員の会費のみである。
- ・利用者会員の会費は、利用者の貯蓄に応じて収受している。
- ・以前は、居住支援協議会から研究事業を受託したり、WAM（福祉医療機構）の補助金を活用したこともある。全国的に見ても、こうした連帯保証人を請け負う居住支援団体は、想いだけで取り組んでいるところが多い気がする。

## 3) 居住支援ニーズについて

●「居住支援ニーズがない」という声に対して

- ・ニーズは様々な世代にあると思う。最近は離婚件数も多く、ある地域では、学校のクラスの半分がシングルマザー世帯だという話も聞く。また高齢者の増加により、今後身寄りのない単身高齢者のニーズが出てくると思っている。
- ・「住まい方」提案の必要性も感じており、シェアハウスも一つの選択肢になるのではないか。建築基準法上の問題もあるが、夫に先立たれた方から、「自宅は誰かにあげてもいいから、私は友人と一緒に住みたい」という市民の声もある。

●居住支援ニーズを把握する方法について

- ・たとえば生活困窮者自立支援制度の窓口を訪れる相談者は、お金や生活だけでなく、住まいの問題が背後に隠れている場合がある。そういった問題を、様々な相談窓口か

らピックアップできるとよいのではないか。

- ・ 地域包括支援センターにおける総合相談の内容から拾い上げるのも1つだろう。

#### 4) 住宅部局の仕事のあり方

- ・ 行政職員も人員削減されているなか、「これ以上新たな仕事を増やしてほしくない」という思いもある。新しいことを始めると、庁内外から批判を浴びる場合がある。ただ、市長からは「これまでの建築住宅課は市営住宅建設課というイメージだったが、住宅行政がやっとならできるようになった。」と評価され、技術部門の集団が少しずつ政策に関わるようになってきたと感じている。
- ・ 職員の意識改革の取り掛かり時は、多少なりとも抵抗はあるが、管理職は将来の（縮退化する）大傘田を担う人材育成の視点を持って取り組むことが求められる。取り組みの一つに、技術職員には介護などの現場を見せるなど、職員自らが住民生活を知り、何かを感じ取ってもらうようにしてきた。
- ・ 仕事を減らすことも大切。大傘田市では、平成26年から市営住宅に指定管理者制度を導入し、管理を民間企業に任せた。業務委託のなかに、入居者のコミュニティ支援も入れている。導入前には9人いた職員が今では4人になり、窓口でのトラブルもほとんどなくなり、職員が楽になった。縮退社会の将来を見据えた仕事のあり方をすすめていくことが重要である。

### (3) 不動産業者が抱える賃貸リスクの軽減による連携の進め方

#### ①福岡市居住支援協議会の取組と不動産業者の役割（福岡市居住支援協議会）

福岡市社会福祉協議会の栗田氏より、資料3-①に基づき説明と質疑がなされた。

#### 1. 住まいサポートふくおか事業概要

～事業の流れ～

- ・ 保証人不在で孤独死の懸念がある「入居困難者」とよばれる高齢者からの相談を、市社協のコーディネーターが受け、詳しく状況をヒアリングし（住み替えが必要になった理由、家族との関係性、収入、体の状況や既往歴、介護サービスの利用状況等）、必要なサービスをプラットフォームから調整する。同時に、本人の希望物件があるかどうかを協力店に尋ね、探してもらう。
- ・ 本人が気に入った物件があれば、家主に対して、「保証人不在というリスクはあるが、それを補えるサービスがある。空室にしておくよりは、物件を埋めてはどうか」と相談し、承諾を得られると賃貸借契約がなされる。
- ・ 支援団体と、そこから提供されるサービスは様々である。福岡市では、電話による安否確認「声の訪問」を提供しており、民間企業は「見守りセンサー」などを提供している。また、住民同士のインフォーマルな支えあい活動なども、サービスの中にも含まれる。

- ・ 死後事務委任は、本人に身内がない場合、取り交わしている。それを根拠に、第三者が葬儀や納骨、家財処分、賃貸借契約の解約手続きを行っている。死後事務の履行にあたっては、家財処分業者、葬儀社、寺院や霊園といった機関にも入ってもらっている。
- ・ 専門相談としては、弁護士、司法書士、行政書士に依頼しており、本人が認知症を発症した際の後見開始の申立や、遺言作成、執行などを担っている。加えて、認知症を発症した際に、本人の権利と財産を守るために後見人をつける権利擁護も行っている。市社協はもともと、法人後見も受任しているため、本人は悪質な訪問販売等から守られ、家主の視点では確実な家賃回収が可能となる。
- ・ 介護保険や地域包括ケアシステムと連動する生活支援サービスや、地域包括支援センターに入ってもらっている。
- ・ 最初からサービスを利用する人もいれば、入居後数年が経過し、本人の状態に合わせて再度、サービスをコーディネートする場合もある。

#### ～不動産会社が「協力店」に登録する理由～

- ・ 社会貢献や CSR に取り組みたいという動機のもと、登録に至っているようだ。ある協力店は「こんな時代なので、大儲けすることはない。地域に愛され、住民から必要とされる企業となるための一環として登録する」と言っていた。また、「高齢者はリスクが高く敬遠してきたが、今後は高齢者もお客さんとして見なければ、空室が埋まらない。こういった仕組みがあるのであれば対応できる」といった、経営戦略上の話も聞かれた。

#### ～事例から～

- ・ 事例①の方は、平成 28 年 12 月に死亡されたが、死後事務委任契約を根拠に家財処分や賃貸借契約の解除をしたため、家主に迷惑をかけることなく、むしろ、「身寄りのない方でもこういった仕組みがあれば今後も受入れます」と喜ばれた。この方はサービスの受け入れが良い方だったが、「まだ元気だから死後のサービスは不要」と考える人が大半である。本人をうまく説得することも、コーディネーターの腕の見せ所だと思う。
- ・ 事例②の方に物件を紹介した不動産会社は、高齢者福祉部門を設けている。担当者は元ケアマネジャーであり、高齢の顧客専門のアドバイザーを雇用する会社も出てきている。

#### ～「やすらかパック事業」～

- ・ 福岡市社協の「ずーっとあんしん安らか事業」は、最低 50 万円の預託金が必要なことから、低所得者用に、少額短期保険を活用した「やすらかパック事業」を開発した。利用者は、月額 3 ～ 5 千円の利用料を社協に支払い、本人が死亡時における保険金により死後事務を行う。本事業を委託している NPO 法人が緊急連絡先を引き受ける。住まいサポートふくおかのプラットフォームを使っても緊急連絡先がない方の受け入れは難しいた

め、死後事務を担保しながら緊急連絡先を確保する仕組みとして、やすらかパック事業の運用を開始した。

## 2. 寄付や遺贈による空き家の活用

- ・ 福岡市社協では、空き家バンクの設立に動いている。
- ・ 空き家利用にあたっては、遺贈が一つのポイントになっている。市社協が運営している「ずーっとあんしん安らか事業」「やすらかパック事業」利用者の大半の方は身寄りがないため、「財産はお世話になった地元の福祉のために使ってほしい」、「身寄りがなくて困っている方に使ってほしい」という思いで遺言を書く方がいる。そこで市社協が不動産の遺贈を受けるケースも出てくるようになった。
- ・ 当初考えていたのは、「家賃債務保証の自社保証方式の導入」であった。高齢者の家賃滞納は限りなくゼロに近いと、保証料を自社で積み立て、その売上げの一部を寄付してもらうことで、コーディネーターの人件費を賄うことを想定していた。しかし、協力店は小規模な会社が多かったため、自社保証方式の導入そのものが難しく、断念した。

## 3. 福岡市社協による居住支援の取組のポイント

- ・ 居住支援の取組を行う上では、不動産会社との連携が重要となる。そこを円滑化するためには、不動産会社に「福祉サービスの有効性についてよく理解してもらうこと」が必要であり、それができれば、最終的には不動産会社の方から福祉関係の方に相談されるようになるのではないかと思う。
- ・ 見守りや死後事務委任、成年後見制度は本人のためのサービスだが、貸し手にとっても有効なものである。見守りは、本人にとっては病気で倒れても早期発見してもらえることになり、貸し手にとっては孤独死を防ぐことになる。成年後見制度は、本人にとっては権利や財産を守ることになり、貸し手にとっては確実に家賃が回収できることと、トラブル発生時に専門家に間に入ってもらえることになる。死後事務は、本人にとっては自分で選んだ尊厳のある死を迎えられることになり、貸し手にとっては家財処分してもらえることになる。本人、家主、それぞれの視点からのメリットを、うまく不動産会社に理解してもらうことで、貸しやすく、借りやすくなるのではないかと考えている。

## **質 疑**

### 1) 協力店の募集について

- ・ 市政だよりや新聞記事を見て、不動産会社の方から協力店になりたいという相談が寄せられた。更に、口コミでも広がった。
- ・ 市社協から不動産会社に営業したことはほとんどないため、プラットフォームの絵だけで仕組みを理解するまでには至らないが、なんとなく「これがあれば安心ではないか」という感覚で相談に来られた印象を受けた。

## 2) 住まいサポートふくおかの運営および活動について

### ●若年の生活困窮世帯や母子世帯を対象とした事例について

- ・要綱上、事業の対象者は65歳以上としている。しかし、若年の方や障害者からの相談も少ないながらある。その際は、可能な限り関係機関に相談しながら対応している。ただ、現在の仕組みでは高齢者以外への対応が難しいため、今後は母子世帯や障害者、外国人など、対象別にプラットフォームを築き、協力店の仕組みはそのままにプラットフォームを差し替えて対応していくことを考えている。

### ●社協が緊急連絡先を担うことについて

- ・以前よりある「ずーっとあんしん安らか事業」では、社協が緊急連絡先を担っている。しかし、24時間365日の対応は、なかなか難しい面もあるため、電話は一旦コールセンターで一元的に受けており、そこから社協職員に電話が入る。一人に繋がらなければもう一人の職員に電話が入る仕組みとなっており、複数の職員で対応しているため、社協で緊急連絡先を引き受けるのは十分可能かと思う。

### ●家賃滞納が発生した場合の対応方法と、公費から出ている費用について

- ・家賃滞納が生じた際の対応については、不動産管理会社が利用する家賃債務保証会社に保証してもらうことになる。市社協が補填するという事はない。

### ●公費が出ている部分について

- ・コーディネーターは、嘱託職員が2人と制度設計者である私の計3名がおり、およそ1,000万円程度の事業費がかかっている。1,000万円は、国土交通省の補助金を、居住支援協議会から収受している。

## 3) 不動産関係団体とのかわりについて

- ・不動産関係団体の研修会場で、取組を周知することはあった。しかし、直接不動産関係団体に依頼して協力店を募ってもらうという試みは成功しなかった。

## 4) 家賃債務保証の審査に落ちてしまう低所得者への対応について

- ・家賃債務保証会社も競争が激しくなってサービスが向上しているため、利用のハードルも低くなっている。「市社協のサービスが入っているのであれば保証する」というケースが大半となっている。

## ②不動産業者インタビューの紹介

- ・不動産会社インタビュー①（越谷市）映像視聴
- ・不動産会社インタビュー②（川越市）映像視聴

### ③意見交換

#### ～大牟田市および大牟田市居住支援協議会の取組について～（牧嶋氏）

##### 1) 市場に流通しない空き家の活用と所有者への働きかけについて

- ・大牟田市の登録物件は、残置家財などを完全に撤去して紹介しているわけではない。ある戸建て住宅を活用したケースでは、使わない部屋に荷物（残置家財）を入れ、その部屋以外の部分を自由に使うようにしている。
- ・所有者に対しては、「空き家にしておいても固定資産税などがかかるので、地域のために固定資産税相当額で貸してください」とか「貸すことで金銭的負担が軽減できる」、「放っておくと地域からの苦情が発生する」など、維持にかかるコストを「見える化」し理解を求めている。相手の立場に立って働きかけることが大切であると思う。

##### 2) 居住支援協議会の事務局を市社協が担うようになった経緯について

- ・当時の市社協の常務が、理解のある方であったため、その方に話をもちかけた。
- ・根底にあるのは、住まいも福祉も一体的なものであり、市社協は生活や暮らしの相談とあわせて、住まいの相談にも対応すべきだということである。市社協が難しいのであれば、場合によっては総合相談窓口をもっている地域包括支援センターが担うことも可能性はゼロではないと思う。

##### 3) 大牟田市における公営住宅の位置づけについて

- ・公営住宅は一度造ってしまうと、その後も改修や建替えなどで、管理し続けなければならなくなる。一方で、人口減少によりマチはダウンサイズしなければならないが、公営住宅を簡単に減らすこともできない。そこで、空き家を活用した民間賃貸住宅を公営住宅と同等の家賃レベルで貸すことができれば、わざわざ公営住宅を造らなくても低所得者向けの住宅を供給できるのではと思っている。つまり、住宅確保という意味では、民間の空き家活用の施策と公営住宅の施策は、表裏一体的なものだろうと思っている。
- ・民間の空き家が増えているにもかかわらず、民間賃貸住宅に受け入れられずに公営住宅に応募するため、公営住宅の数が足りないという話になってしまう。そうではなく、民間賃貸住宅での受入れが進むことで、中古住宅市場も活性化するのではないかと。住宅セーフティネットの考えから言うと、公営住宅に応募する前に民間賃貸市場でまずはフィルターにかけ、市場で受け入れられない人は市営住宅へ入居する仕組みが必要である。その場合は、たとえ連帯保証人がいなくても、必ず市営住宅で受け止めるという仕組みが必要だと考えている。
- ・現時点では公営住宅の申込者に対して、いきなり「民間賃貸住宅がある」とは言っていない。民間住宅ではバリアフリー化がされていないために入居できないという現実もある。大牟田市では必要があれば、公営住宅の抽選に外れた人のフォローアップとして居住支援協議会に登録してある住宅の紹介もできる仕組みはある。

## ～福岡市居住支援協議会の取組について～（栗田氏）

### 1) 「やすらかパック事業」の仕組みについて

- ・3～5千円という価格設定の根拠は、「社協に少しお金が残るぐらい」の価格である。たとえ本人の積立金が50万円に達していなくても、50万円は保険金として社協が受け取ることができる。ただ、生命保険であるため、契約後180日間、あるいは99歳以上の方は保険対象にならない。万が一、180日以内に亡くなった場合には、他の利用者の保険金と保険料の差額をプールしたものを引当金とすることになる。
- ・保険会社としては、「3～5千円の保険料の積立額が50万円を超えた方の分」が、「保険料の積立額が50万円を超えていない方にまわる」というリスクヘッジとなっている。契約期間は人それぞれのため、全体でプールしているという仕組みになっている。
- ・死後事務を行っているNPO法人は、葬儀社、家財処分業者、住職、弁護士、司法書士など、死後事務を行うためのメンバーが揃っている団体である。直葬、永代供養、家財処分等を一元的に担ってもらっている。

### 2) 他地域の社会福祉協議会の関心について

- ・全国の市町村社協から問い合わせや視察を受け入れている。ただ、立ち上がっているという話は聞いていないので、持ち帰った方がいいが話が進んでいないかと思う。

### 3) 福岡市居住支援協議会とのかかわりについて

- ・居住支援協議会は、住宅都市局が主導し、中心的に動いている。そこに対して、平成26年に社協で住まいサポートふくおかをプランニングして働きかけた。すると、たまたま、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の募集期間と合致したため応募したという経緯がある。

## (4) 今後の進め方

- ・第3回情報交換会を、平成30年2月頃に実施する。